

パブリックコメント手続の実施結果について

下記の案件について、市民の意見を募集するパブリックコメント手続を行なったところ、次のとおりご意見をいただき、ご意見に対する結果（意見の概要と市の考え方）をまとめましたので、お知らせします。（なお、意見募集案件以外のご意見は公表いたしません。）

今後は、提出のあったご意見をもとに、市の条例案を決定し、令和6年3月市議会提案し、議会で審議されることとなります。

◆ パブリックコメント手続の実施

対象案件	富良野市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部改正について
意見募集期間	令和6年11月5日 から 令和6年12月4日 まで
担当部署（問合せ先）	建設水道部都市建築課 （電話 0167-39-2316）
意見提出件数	意見提出者数 <u> 1 </u> 人 （個人 <u> 1 </u> ・ 法人 <u> </u> ）
	意見提出件数 <u> 1 </u> 件

◆ パブリックコメント手続の結果（市民意見提出手続の結果）

提出のあった意見の概要	市の考え方 （原案を修正したときは修正内容）
<p>富良野市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部改正について（1件）</p> <p>① 容積率及び建蔽率の最高限度を引き上げるのは周りの同じ用途地域の土地建物所有者や近隣住民の理解は得られるのでしょうか？ まちづくり会社のみに対し緩和するのではなく、同じ用途地域全体で緩和すれば足りると考えます。</p> <p>② 近年敷地の大きさを小さくして三階建て四階建てを建築するのが日本中の若い世代や投資案件で主流になっています。それと小さな平屋に二人一人で済むために新築することも。 特に街中居住を誘導している東6条から国道237までの間に対しては、4階建てまでは周囲全員の同意を書類で求める「ふらのらしさ条例」はすでに近年の敷地を40坪くらいで3、4階建てにするというニーズをつぶし、街中居住に悪影響を与えてきたと感じています。</p> <p>③ 今回のエリアのうちB部分のみの緩和をすることの理由づけを説明できるのでしょうか？かえって「ふらのらしさ条例」を撤廃することで街中の土地を分割しての新築を誘導すべき時期が来たと思います。</p>	<p>① 市では住民説明会を実施。地権者への説明は、再開発事業施行者が行っております。前回の再開発同様、地区計画については事業地区内だけの実施を予定しております。</p> <p>② 市街地再開発事業においては限られた敷地のなかで、建物を含めた権利の再配置を行う事業であります。 令和2年6月より「富良野市景観条例」が施行され、「富良野らしさの自然環境を守る条例」は廃止されております。 「富良野市景観条例」については、規模により届出及び関係住民への説明会等を行う必要があります。</p> <p>③ B地区のみの緩和とはなっておりません。地区計画については土地利用及び用途地域の規制を鑑み、建築物に関する事項を規定しております。 「富良野市景観条例」については②のとおりとなります。</p>

広報紙 1 月号への掲載

市のホームページへの掲載（掲載日 1 月 10 日）